

氏名(本籍)	上 ^{うえ} 田 ^だ 慎 ^{しん} 一 ^{いち} (富山県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第1,481号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	古ストア派の政治哲学
主査	筑波大学教授 文学博士 廣川 洋一
副査	筑波大学教授 文学博士 藤田 晋吾
副査	筑波大学教授 博士(文学) 谷川 多佳子
副査	筑波大学教授 博士(文学) 河上 正秀

論文の内容の要旨

本論文は、ゼノンからクリュシッポスにいたる「古ストア派」に照準を当て、この学派における政治哲学を、とりわけその理論的・原理的側面から解明することを意図している。

本論文は、序論、第一章(セネカと怒りの治癒)、第二章(キケロとストア政治哲学)、第三章(政治学の地位)、第四章(クリュシッポス『法論』の射程)、第五章(原理と忠告)、第六章(適法行為としての「正当行為」)、第七章(古ストア派のコスモポリタニズム)第八章(ゼノン『国家』の理論的位置)、第九章(古ストア派における友愛と愛情)、結語から構成されている。

序論では、まず「政治哲学」の理論的側面のみが追求されること、つまりここでは統治論、政策論、法制度論、経済理論は論じられず、むしろ「政治」「法」「国家」ということそのものがストア派でいかに理解されていたかといういわば原理的側面が専ら追求されることが強調され、ついでストア哲学に認められる二つの側面、厳正主義的側面と段階主義的側面のうち、段階主義的側面をより重視して研究にあたるべきことが論じられ、問題の限定と方法が、国内外の先行研究の状況についての説明とともに述べられる。

第一章では、あるアリストテレス研究者(M.ナスバウム)がセネカの社会感情論に対してなした批判的論述をさらに批判的に検討し、そのことを通じてセネカ及び古ストア派の感情論及び社会論への接近がなされる。まず、セネカの社会感情論の体系を、ナスバウムの誤解を指摘しつつ再構成し、それに基づいてセネカの政治理論を社会的感情の治癒論として解釈し、それが正統理論と不整合でないこと、ならびに正統理論の政治理論も実践的なものでありうることが論じられる。

第二章では、キケロ『究極善悪論』第3巻後半にまとめられたストア政治理論の概要が検討される。その際、この理論に対するキケロ自身の批判、及びある法制史研究者による批判的検討が対比され、彼らの見解がストア派の理論に少なくとも公平ではないこと、ストア政治哲学が通説に反してむしろ実践的なものであり、空しい理想論や単なる空理空論にとどまるものではないことが明らかにされる。

第三章では、古ストア派の哲学大系全体における政治学の地位が検討され、その上で古ストア派構成員による政治学関係著作が吟味される。古ストア派は政治学を倫理学の実践的な下位部門としていたと考えられ、それを否定するキケロの証言も額面通り受け取る必然性はないこと、さらに、古ストア派の政治関係著作目録を検討しても、彼らの政治学が全く非実践的なものとは考えがたいことが主張される。

第四章では、クリュシッポス『法論』の冒頭部分断片の検討から、この著作の射程、ひいてはストア派の法(律)論の方向性が探究され、これを脱政治化された似非法律理論とする見解が退けられる。また、この断片は

ある哲学的背景を強く示唆する常套句で開始されているが、その事態からしても同様の理解が導かれることが指摘される。その上で断片そのものを見るならば、上述のごとき通説は不自然な理解であり、むしろ『法論』は何か法律原理論とでも理解さるべき性格のものではないかと結論される。

第五章では、個別忠告と一般原理に関するストア派の教説を倫理規則論として検討することによって、ストア派の法規範論の一端、少なくとも倫理的な規則論のあり方が探られる。この教説の証言者セネカは、正統ストアの立場を二つの極論を退けつつ検討しているが、その極論はそれぞれ個別忠告偏重論、原理万能論と理解することができる。これに対して、正統的な理論は原理と個別忠告の協働を強く主張し、むしろそれは本来分離されないものと考えられていた可能性が高いこと、そして、規範を現実の事態に対応させる方法やその際の規範の構造化のあり方について正統ストアは確かに考察を行っており、これを法規範論とすることもできることが主張される。

第六章では、理想的な行為とされる「正当行為」に関する古ストア派の理論が追求される。通常、正当行為は「適宜行為＋徳」と理解されてきたが、ここでは異なる視点から論究される。正当行為が「適法行為」とされ、またストア派において「法」が「なすべきことの命令」とされること、さらに正当行為に関して「留保（を伴う）」ということが重視されることから、正当行為は、条件や理由などの留保を伴う複文的命令に従う行為と理解される。この理解に従うなら、ストア派の論理学や認識論を利用してさらに正当行為の追求が深められるはずであり、そのことが可能なかぎり試みられる。

第七章では、ストア派のコスモポリタニズムについて、初めにありうる理論が網羅され、そのどれに当てはまると考えられるかが順次探られる。まず、ストア派のコスモポリタニズムは、単に消極的な理論にとどまらず積極的な理論で十分ありうること、しかしそれはいわゆる世界国家や大規模な統治体制を実際に作り出そうというものではなく、むしろ現実の国家や政治機構を改善させるための理論的基盤だった可能性の方が高いこと、そしてそう考えると、宇宙国家などの教説との調和も保たれることが主張される。

第八章では、極度に厳正的とされてきたゼノン（及びクリュシッポス）の『国家（論）』さえ段階主義的理論を排除するものではないことが論じられる。『国家』解釈の要である理想国の成員問題について、「賢者だけ」と考えて、それ以外の人間を排除する解釈が批判される。その理由の最たるものは理想国における子供の存在である。その上で、解消せねばならない問題や難点が論じられ、『国家』をストア哲学の厳正主義的側面だけを代表するものとする解釈の不当であることが結論される。

第九章では、ストア派の国家論にとって重要な理論的要素である愛情と友愛が論じられる。まず、国家の紐帯が友愛ではなく愛情とされることの意味が探られ、この教説がストア派国家論の段階主義的傾向を裏付けるものであり、愛情が紐帯となるのは「他者の美点を見出す」という一種相互尊重的要素に基づくこと、次いで、ストア派の愛情論は愛情の激情としての側面を単に排除するものではなくむしろ連結しうるものであり、さらにストア派の愛情論は凡人類愛の教説と矛盾しないことが主張される。そして、賢者における勝義の友愛が、友の必要性和共有のあり方の二つの視点から論じられ、友愛論においても理論はむしろ性向に関わるものであり、友人達による生の共有といっても何か実質的なものの共有が問題とされたのではなく、友人の必要性も友人を得て善く交際することを求めるといって力点はあるのであり、現実には友人がいなければならないということではなかったことが主張される。

結語では、これまでの論述に基づき、ストア派の政治哲学に対する「非実践的、非現実的な似非政治学」という評価の不当であること、ストア派の政治哲学の理論のうちにも段階主義的要素の余地を認めうることの二点が、主張される。

審査の結果の要旨

本論文は、国内は勿論、欧米でも本格的な研究のなされることの少なかつた、ストア派の政治哲学について、時代的にはストア思想の中核が形成された古ストアに、内容的には理論的・原理的側面に限定した上で、その解明を試みた意欲作である。

本論文に示された新しい知見として、まず①古ストア派の政治哲学が、従来そう判断されてきたような空疎な理想論や非実践的な似非政治思想ではなかったこと、少なくともそれだけであったとすることはきわめて不自然であること、②古ストアの実践哲学には、従来ストア派の特徴とされてきた厳正主義的側面だけでなく、段階主義的要素が相当程度認められること、この点の具体的例示として、政治哲学の領域において法規則論の探求がなされていた形跡のあること、ストアの国家論が単に理念論にとどまるものではなく、何らか現実の政体の段階的改善のための理論基盤である可能性が高いこと、国家論や友愛論など、従来きわめて高踏的で厳正主義的な理論と考えられていた教説も段階主義的側面を加味しなければ十全な解釈が成立しないこと、従来全く無関係であるとか敵対関係とさえ捉えられてきた。賢者と劣者との関係も段階主義的側面としての愛情論を加味することによって、むしろ連続したものと見られていた可能性があることなどが指摘できること、③「向上者」「優先」「個別忠告」といった段階主義的な教説や理論は、従来そう解釈されてきたような中新ストアの理論ではなく、古ストアの理論の一部と考えても何ら問題はないこと、またそれも、現実との妥協の産物などではなく、むしろ積極的な意味をもつ理論であること、④古ストア派が政治学を倫理学の実践的な下位部分と考えている形跡があること、⑤先の法規則論において、指令や意欲の命題の内容の考察、とりわけ複文的なその追求が特徴として認められることなどがあげられ、これらの注目すべき成果は、今後のストア政治哲学研究にとってだけでなく、ストア倫理学、論理学研究にとっても少なからぬ寄与をなすものであると認められる。

しかし他面において、いくつかの問題点が指摘されねばならない。古ストア派の政治哲学の探求にあたり、厳正主義的側面と段階主義的側面、これに対応する一般原理と個別的忠告という枠組みを構想し、これに照らして論述を進めていく手法は独自のものとして高く評価されるが、段階主義的側面、個別的忠告が古ストア派の内に確実に存在したかについては、なお問題なしとしないのが実状である。著者は乏しい政治哲学の関係資料に基づき、可能な限りこの点を論証しようと努めているが、むしろ広く倫理学までも視野に入れて関係資料を調査吟味し、まず古ストアにおける段階主義的要素の確在したことをより多くの典拠に基づいて、確証しておくべきであった。この作業をなすことにより政治哲学の分野において、著者はその主張をより説得的に展開することができたと思われる。また古ストア派の関係資料は全体としてかなりよく調査され吟味されているが、たとえば第六章、賢者の性格規定としてのtechnikos、第九章、愛情と知識のかかわりなどの論述において、関係資料はなお十分に利用されているとはいいがたい面がある。これらの点は、現代の政治・法制度とのやや安易な比較や法治主義、法実証主義などの用語のやや不用意な使用と併せて、今後の著者による検討とさらなる研究が期待される。

以上のようなお検討すべき点はあるとはいえ、本論文は、古ストア派の政治哲学についての斬新な視点に基づく手堅い研究の成果として、学界に対して寄与するところ少なくないものと評価される。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。